

山辺町ホームページ広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山辺町有料広告掲載の取扱いに関する要綱(山辺町告示第 号以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、町が作成するホームページへの広告掲載の種類、規格、掲載枠、掲載料等について、必要な事項を定めるものとする。

(規格及び掲載枠)

第2条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は1枠につき縦60ピクセル×横120ピクセル、4キロバイト以内、GIF又はJPEG形式とする。

2 広告掲載の位置は、町が指定した位置とする。

3 掲載枠は、原則として5枠とする。

4 広告の表現が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

(1) ボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等の機能を有する、又は閲覧者が入力や選択等の操作ができると誤解するおそれのあるもの

(2) 閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部又は関連するかのよう誤解するおそれのあるもの

(3) GIFまたはJPEG形式による動画を用いる場合で、次に掲げるもの

ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用し、反転表示が継続するもの

イ その他閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(4) 文字やイラストなどの解像度が低い等で、鮮明さに欠けるもの

(掲載期間)

第3条 掲載期間は月単位とし、連続する掲載期間は同一年度内における最大12カ月とする。なお、掲載の開始日及び終了日は町長が別に定める。

2 掲載期間内に町の都合により広告掲載するホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖した日数等に相当する期間を延長する。ただし、当該日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

3 掲載期間内に広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数等に相当する期間を延長する。ただし、当該日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載料)

第4条 掲載料は、1枠あたり広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合8,000円、それ以外の場合10,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の広告主が連続して3カ月以上の広告の掲載を希望し、かつ、広告掲載料を一括前納する場合における1枠あたりの広告掲載料は、別表1のとおりとする。(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(掲載料の納付)

第5条 広告主は、広告掲載料を、掲載決定後町長の指定する期日までに、一括して前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者及び連続掲載期間内に広告内容を変更しようとする者は、広告掲載申込書に掲載しようとする広告原稿を添えて、掲載を希望する月の4週間前までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 要綱第8条第2項の規定によっても、なお、掲載を適当と認める申込みが広告掲載空枠数を超えるときは、同順位の申込みのうち掲載希望月数の多いものを優先し、それでも枠数を超える場合は抽選とする。

(広告の作成及び変更)

第8条 掲載するバナーは、町が指定する期日までにフロッピーディスク等の磁気媒体により提出するものとする。

2 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又は要綱及びこの基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は総務課長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表1

	広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合	左以外の場合
3カ月以上5カ月以下	7,500円	9,500円
6カ月以上11カ月以下	7,000円	9,000円
12カ月	6,500円	8,500円